

斑尾高原簡易水道の水道事業への統合について

令和6年(2024 年)10月11日

建設水道部 上下水道課

1. 背景

公営企業は、地域の住民サービスを担う企業であり、経済性の発揮と公共の福祉の増進が必要であり、総務省では、現下の人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、平成 27 年 1 月 27 日に総務大臣通知として「公営企業会計の適用推進について」が、平成 31 年 1 月 25 日には「公営企業会計の適用の更なる推進について」が出され、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むために、公営企業会計の適用が要請されました。

総務大臣通知(総財公第9号 平成 31 年 1 月 25 日)の主な内容

- ・平成 31 年度から平成 35 年度(令和 5 年度)までを公営企業会計適用の「拡大集中取組期間」とする。
- ・人口 3 万人未満の団体について、特に下水道事業及び簡易水道事業は、上記期間内に公営企業会計へ移行する。

2. 飯山市の検討結果

斑尾高原簡易水道事業は、以下の理由から、単独で公営企業会計へ移行することは困難であると判断し、斑尾高原簡易水道事業を水道事業へ統合することで法適化を図ることとしました。

- ・給水人口が少なく、料金収入が多く見込めない、小規模で経営の厳しい事業であること
- ・斑尾高原簡易水道事業は、特定簡易水道に該当し、水道事業と統合していない場合には国庫補助の対象外となること
- ・企業債については統合によっても従前と同じ取り扱いとなること
- ・他の簡易水道事業はすべて水道事業に統合していること

3. 会計統合による法適化の効果

公営企業会計を適用することにより、民間企業と同様の財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)を作成することになります。会計統合による法適化をすることにより水道事業全体の経営、資産等を把握することができ、より将来にわたり持続可能な経営基盤の確保のために必要な情報の把握が可能になります。

4. 今後の予定

令和9年度までに斑尾高原簡易水道の水道事業への統合を行うことを目標とします。

以 上